

# FFG

## 第15期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）

**開催場所** 福岡市博多区下川端町3番2号  
ホテルオークラ福岡 4階平安の間

スマートフォンでの議決権行使は  
「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」  
を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パ  
スワード」を入力せずにアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくはP3へ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感  
染症拡大防止の観点から、当日のご来場は極力お控  
えいただき、書面又はインターネット等により事前に  
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はご  
ざいませぬ。

### 目次

■ 第15期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任 の件	8
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	14
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件	18
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬等の 変更の件	21
（第15期定時株主総会招集ご通知 添付書類）	
■ 事業報告	26
■ 連結計算書類	55
■ 個別計算書類	57
■ 監査報告書	59
株主総会会場ご案内図	

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目8番3号  
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
取締役社長 五 島 久

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染症防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに次頁の案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** 福岡市博多区下川端町3番2号  
ホテルオークラ福岡 4階平安の間
- 3. 目的事項**
  - 報告事項**
    - 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案** 剰余金の処分の件
    - 第2号議案** 定款一部変更の件
    - 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
    - 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
    - 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
    - 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の変更の件

## 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2022年6月29日(水)  
午前10時

### 書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代  
行株式会社代理人部」に  
到着するようご返送くだ  
さい。

#### 行使期限

2022年6月28日(火)  
午後5時到着分まで

### インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト  
(<https://www.e-sokai.jp>)  
にアクセスしていただき、  
画面の案内にしたがって、  
議案に対する賛否をご入  
力ください。

#### 行使期限

2022年6月28日(火)  
午後5時まで

詳細は3頁から4頁を  
ご覧ください。

#### (1) 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

#### (2) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類等の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

## ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合がございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。  
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

## 議決権電子行使プラットフォームについて

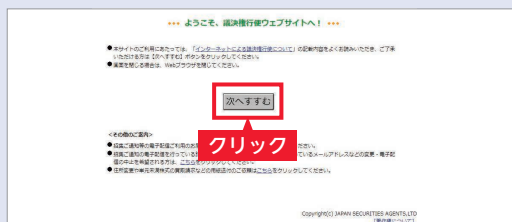
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

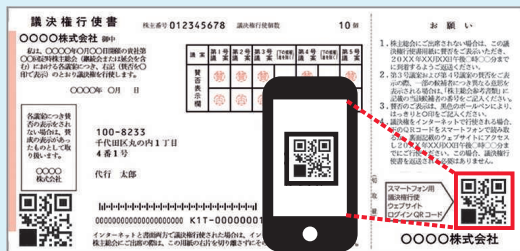
## 1 ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

## 「スマート行使」による方法

## 1 QRコードを読み取る



お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使

## 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

## 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

## 2 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

## 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### <株主様へのお願い>

- ・発熱や咳等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる方はご来場をお控えください。
- ・ご来場の際は、マスクの常時着用やアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。

#### <当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用（一部は手袋も着用）で対応させていただきます。
- ・受付前に検温を実施させていただきます。発熱や咳等の症状がある方は、入場をお断りさせていただきます場合がございます。

#### <お土産の中止について>

- ・株主総会にご出席の株主様への**お土産のご用意はございません**。

以上、時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページにてお伝えしてまいりますので、適宜ご確認をお願い申し上げます。

当社ホームページURL <https://www.fukuoka-fg.com/investor/stock/meeting.html>

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、株主の皆様に対する利益還元の充実を図るため、安定配当をベースとした業績連動型の配当政策を導入しており、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いする方針としております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき47円50銭（中間配当金を含め、当期の配当金は1株につき年間95円）とさせていただきたいと存じます。

この場合の普通株式の配当総額は9,029,399,177円（中間配当金を含め、当期の配当総額は18,058,906,666円）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲についての規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u></p> <p>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち6名が再任候補者です。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	しば と たか しげ 柴 戸 隆 成	再任 取締役会長〔代表取締役〕	
2	ごとう ひさし 五 島 久	再任 取締役社長〔代表取締役〕	
3	みよし ひろし 三 好 啓 司	再任 取締役副社長〔代表取締役〕	
4	こばやし さとる 小 林 智	新任 執行役員	
5	はやし ひろやす 林 敬 恭	新任 執行役員	
6	のむら とし み 野 村 俊 巳	再任 取締役執行役員	
7	やまかわ のぶ ひこ 山 川 信 彦	新任 執行役員	
8	ふかさわ まさ ひこ 深 沢 政 彦	再任 社外役員 独立役員	取締役（社外）
9	こすぎ とし や 小 杉 俊 哉	再任 社外役員 独立役員	取締役（社外）



生年月日  
1954年3月13日  
所有する当社株式の数  
17,068株

候補者番号 **1** しば と たか しげ  
**柴 戸 隆 成**

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1976年4月	(株)福岡銀行入行	2014年6月	当社取締役社長（執行役員兼務）
2003年6月	同 取締役総合企画部長		
2005年4月	同 常務取締役	2014年6月	(株)福岡銀行取締役頭取
2006年6月	同 取締役常務執行役員	2018年6月	(株)RKB毎日ホールディングス社外取締役（現任）
2007年4月	同 取締役専務執行役員		
2007年4月	当社取締役	2019年4月	当社取締役会長兼社長（執行役員兼務）
2008年6月	第一交通産業(株)社外取締役（現任）	2019年4月	(株)福岡銀行取締役会長兼頭取
2009年4月	当社取締役執行役員	2020年6月	西日本鉄道(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
2010年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取		
2011年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）非業務執行取締役	2022年4月	当社取締役会長（現任）
2012年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）	2022年4月	(株)福岡銀行取締役会長（現任）
			<b>（重要な兼職の状況）</b> (株)福岡銀行 取締役会長

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・人事・監査・コンプライアンス・融資審査・総務の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取、2019年4月から会長兼頭取、2022年4月から会長を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・監査・リスク管理・総務の担当役員、2014年6月から社長、2019年4月から会長兼社長、2022年4月から会長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1962年2月3日  
所有する当社株式の数  
3,971株

候補者番号 **2** ご と う ひさし  
**五 島 久**

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年4月	(株)福岡銀行入行	2020年4月	同 取締役専務執行役員
2011年4月	同 経営管理部副部長	2020年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役
2012年4月	同 総合企画部部长	2021年6月	当社取締役執行役員
2015年4月	同 執行役員営業推進部長	2022年4月	当社取締役社長（執行役員兼務）（現任）
2016年10月	同 執行役員営業戦略部長兼FC推進部長	2022年4月	(株)福岡銀行取締役頭取（現任）
2016年10月	当社営業戦略部長兼FC企画部長		<b>（重要な兼職の状況）</b> (株)福岡銀行 取締役頭取 <b>（担当）</b> 秘書室、監査部
2017年4月	(株)福岡銀行常務執行役員		
2017年4月	当社執行役員		
2019年4月	(株)福岡銀行取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・営業企画・ビジネス戦略の部門長、人事・監査・コンプライアンス・リスク管理・営業企画・総務の担当役員を歴任し、2020年4月から専務、2022年4月から頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・監査・コンプライアンス（CCO）・リスク管理・営業企画・総務の担当役員、2022年4月から社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1962年6月18日  
所有する当社株式の数  
6,328株

候補者番号 **3** **三好啓司**

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2019年4月	(株)福岡銀行取締役常務執行役員
2010年4月	同 事業金融部副部長	2020年4月	同 取締役専務執行役員
2013年4月	同 融資部部長	2020年12月	(株)みんなの銀行非業務執行取締役（現任）
2014年1月	同 パブリックソリューション部長	2021年6月	当社取締役執行役員
2015年4月	同 総合企画部長	2022年4月	当社取締役副社長（現任）
2015年4月	当社経営企画部長	2022年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（現任）
2017年4月	(株)福岡銀行執行役員総合企画部長		
2017年4月	当社執行役員経営企画部長		<b>（重要な兼職の状況）</b>
2018年4月	(株)福岡銀行執行役員		(株)福岡銀行 取締役副頭取
2018年4月	当社執行役員		(株)みんなの銀行 非業務執行取締役（担当）
			経営企画部、営業統括部（海外戦略企画グループ、地方創生推進グループを除く）、DX推進本部

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・公共ソリューション・融資審査の部門長、経営企画・監査・ビジネス戦略・DX戦略・営業企画の担当役員を歴任し、2020年4月から専務、2022年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・監査・ビジネス戦略・DX戦略・営業企画の担当役員、2022年4月から副社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1963年5月26日  
所有する当社株式の数  
1,849株

候補者番号 **4** **小林智**

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2021年4月	同 取締役常務執行役員（現任）
2010年7月	同 融資部副部長	2022年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役（現任）
2014年1月	同 融資部部長		
2015年4月	同 融資部長		<b>（重要な兼職の状況）</b>
2017年4月	同 執行役員融資部長		(株)福岡銀行 取締役常務執行役員
2018年4月	同 執行役員		(株)熊本銀行 非業務執行取締役（担当）
2018年4月	当社執行役員（現任）		融資部
2019年4月	(株)福岡銀行常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、融資審査の部門長、リスク管理・融資審査の担当役員を歴任し、2019年4月から常務を務めております。また、当社においても、グループのリスク管理・融資審査の担当役員を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者としてしました。



生年月日  
1963年3月8日  
所有する当社株式の数  
2,050株

候補者  
番号

5

はやし  
林

ひろ  
敬

やす  
恭

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2021年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 総合企画部副部長	2021年4月	当社執行役員（CIO）（現任）
2013年10月	同 監査部副部長		
2015年4月	同 事務管理部長	2022年4月	(株)福岡銀行取締役常務執行役員（現任）
2015年4月	当社事務統括部長		
2018年4月	(株)福岡銀行執行役員事務管理部長		(重要な兼職の状況) (株)福岡銀行 取締役常務執行役員 (担当) 事務統括部、IT統括部（CIO）
2019年4月	同 執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、事務管理の部門長、事務管理・ITの担当役員を歴任し、2021年4月から常務を務めております。また、当社においても、グループの事務管理・ITの担当役員を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日  
1959年9月30日  
所有する当社株式の数  
3,622株

候補者  
番号

6

の  
野

むら  
村

とし  
俊

み  
巳

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	(株)熊本相互銀行（現(株)熊本銀行）入行	2019年4月	(株)熊本銀行取締役頭取（現任）
2011年4月	同 執行役員営業推進部長 兼市場営業室長	2019年4月	当社執行役員
2013年4月	同 取締役常務執行役員	2019年6月	当社取締役執行役員（現任）
2016年4月	当社執行役員		(重要な兼職の状況) (株)熊本銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの熊本銀行において、営業企画・市場の部門長、経営企画・監査・コンプライアンス・人事・営業企画の担当役員を歴任し、2019年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2019年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1965年10月27日

所有する当社株式の数

3,337株

候補者  
番号

7

やま かわ のぶ ひこ  
山 川 信 彦

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行） 入行	2020年10月	(株)十八親和銀行執行役員営業推進部長
2013年4月	総合企画部 副部長	2022年4月	同 取締役頭取（現任）
2016年4月	同 営業推進部長	2022年4月	当社執行役員（現任）
2018年4月	同 長崎営業部長	<b>（重要な兼職の状況）</b>	
2020年4月	同 執行役員営業推進部長	(株)十八親和銀行 取締役頭取	
2020年4月	(株)十八銀行（現(株)十八親和銀行） 執行役員営業統括部長		

取締役候補者とした理由

当社グループの親和銀行（現 十八親和銀行）において、営業企画の部門長、長崎営業部長を歴任し、2022年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2022年4月から執行役員を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1960年11月25日

所有する当社株式の数

5,806株

取締役会出席状況

13回/13回（100%）

候補者  
番号

8

ふか さわ まさ ひこ  
深 沢 政 彦

再任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1984年4月	(株)住友銀行（現(株)三井住友銀行） 入行	2014年2月	同 アジア共同代表兼日本共同代表
1993年4月	A.T. カーニー入社	2016年6月	当社社外取締役（現任）
2002年5月	同 日本代表（2005年より韓国会長兼務）	2016年6月	(株)福岡銀行非業務執行取締役（現任）
2007年1月	同 中国会長	2021年1月	アリックスパートナーズ・アジア・LLCマネージングディレクター（現任）
2012年5月	アリックスパートナーズ・アジア・LLC日本共同代表	<b>（重要な兼職の状況）</b>	
		(株)福岡銀行 非業務執行取締役	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

A.T. カーニーの日本代表（韓国会長兼務）や中国会長を歴任され、2014年2月からアリックスパートナーズ・アジア・LLCのアジア共同代表兼日本共同代表、2021年1月からはマネージングディレクターを務めるなど、多種多様な企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はございません（注6）。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かし、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。



生年月日

1958年7月30日

所有する当社株式の数  
1,872株

取締役会出席状況

13回/13回 (100%)

候補者  
番号

9

こ すぎ とし や  
小 杉 俊 哉

再任

社外役員

独立役員

### 略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	日本電気(株)入社	2016年4月	慶應義塾大学大学院理工学 研究科 特任教授
1991年8月	米マッキンゼー・アンド・ カンパニー入社	2017年6月	当社社外取締役（現任）
1992年10月	ユニデン(株)人事総務部長	2017年6月	(株)福岡銀行非業務執行取締 役（現任）
1994年8月	アップルコンピュータ(株)人 事総務本部長兼米アップル社 人事担当ディレクター	2017年6月	エスペック(株)社外取締役 （現任）
2010年5月	合同会社THS経営組織研究 所代表社員（現任）	2021年4月	ビジネス・ブレイクスルー 大学大学院 客員教授（現 任）

### （重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 非業務執行取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ユニデン(株)や米アップル社等、国内外大手企業の人事総務部門で要職を歴任され、現在は合同会社THS経営組織研究所の代表社員を務めるほか、大学院でも教鞭をとるなど、組織改革や人材の育成・マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はございません（注7）。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。

注1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である福岡銀行の非業務執行取締役であります。
3. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 深沢 政彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 小杉 俊哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属する企業と当社グループとの取引について
  - ・深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属するアリックスパートナーズ・アジア・LLCと当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、深沢 政彦氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
7. 小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する企業と当社グループとの取引について
  - ・小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する合同会社THS経営組織研究所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、小杉 俊哉氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
8. 社外取締役との責任限定契約について
  - ・当社は、深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏の間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。
  - ・本総会において、両氏の選任が承認された場合、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
9. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
  - ・当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各取締役候補者の選任が承認された場合、当該各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	たなかかずのり 田中和教	再任 監査等委員である取締役
2	やまだひでお 山田英夫	再任 社外役員 独立役員 監査等委員である取締役（社外）
3	いしばしのぶこ 石橋伸子	再任 社外役員 独立役員 監査等委員である取締役（社外）



候補者番号 **1** た なか かず のり  
**田 中 和 教**

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2017年4月	同 監査部長
2008年4月	同 下関支店長	2018年4月	当社監査部長
2011年4月	当社人事統括部人財開発センター長	2019年4月	(株)福岡銀行人事部付
2013年4月	(株)福岡銀行市場営業部長	2019年6月	当社監査役
2015年4月	同 リスク管理部長	2020年6月	当社取締役（監査等委員） （現任）

生年月日  
1961年6月28日  
所有する当社株式の数  
2,910株

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、監査・リスク管理・市場の部門長を歴任し、また当社においても、グループの監査部門長、2019年6月から監査役、2020年6月から監査等委員である取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することを期待して、監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号 **2** やま だ ひで お  
**山 田 英 夫**

再任 社外役員  
独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1981年4月	(株)三菱総合研究所入社	2007年4月	早稲田大学大学院商学研究科教授
1989年4月	早稲田大学システム科学研究所入所	2011年6月	日本電気(株)社外監査役
1997年4月	同 教授	2015年6月	当社社外監査役
2001年6月	山之内製薬(株)社外監査役	2016年4月	早稲田大学大学院経営管理研究科教授（現任）
2005年4月	アステラス製薬(株)社外監査役	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）

生年月日  
1955年2月23日  
所有する当社株式の数  
380株  
取締役会出席状況  
13回/13回（100%）  
監査等委員会出席状況  
12回/12回（100%）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、企業の経営戦略及び財務・会計についての豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注5）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。





生年月日

1961年6月12日

所有する当社株式の数  
531株

取締役会出席状況  
13回/13回 (100%)

監査等委員会出席状況  
12回/12回 (100%)

候補者  
番号

3

いし ばし のぶ こ  
石 橋 伸 子

再任

社外役員

独立役員

略歴 (当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1989年4月	弁護士登録	2019年6月	(株)上組社外取締役 (現任)
1995年10月	井口・石橋法律事務所開設		(株)高松コンストラクシヨン
2004年10月	弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (現任)	2020年6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2015年6月	(株)関西アーバン銀行 (現株) 関西みらい銀行) 社外取締役		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務全般における豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません (注6)。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田 英夫氏、石橋 伸子氏の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 山田 英夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 石橋 伸子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 山田 英夫氏個人及び山田 英夫氏が所属する法人と当社グループとの取引について  
・山田 英夫氏個人及び山田 英夫氏が所属する学校法人早稲田大学と当社グループとの間に寄付及び取引関係 (但し、山田 英夫氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。) はありません。
6. 石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する法人と当社グループとの取引について  
・石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係 (但し、石橋 伸子氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。) はありません。
7. 社外取締役との責任限定契約について  
・当社は、山田 英夫氏、石橋 伸子氏の両氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。  
・本総会において、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について  
・当社は監査等委員である取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、当該各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容にて更新することを予定しております。

## 取締役会のスキル・マトリックス

当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の取締役会は知識・経験・能力等を全体としてバランスよく備えた構成とすることを基本的な考え方としております。

長期ビジョンとして掲げる「ファイナンスとコンサルティングを通じて全てのステークホルダーの成長に貢献するザ・ベスト リージョナルバンク」を目指すうえで、当社の取締役会が備えるべきと考える知識・経験・能力等、及び本総会において取締役として選任をお願いする取締役候補者が有する知識・経験・能力等の状況は下表のとおりです。

氏名	当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等							
	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	コンサルティング・マーケティング	市場運用	人財・ダイバーシティ	IT・デジタル
柴戸隆成	○	○	○	○		○	○	○
五島久	○		○	○	○		○	
三好啓司	○	○			○			○
小林智	○			○	○			
林敬恭	○			○				○
野村俊巳	○		○		○		○	
山川信彦	○			○	○	○		
深沢政彦	○	○			○			
小杉俊哉	○				○		○	
田中和教				○		○		
山田英夫		○			○			
石橋伸子			○				○	

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開催の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、占野義隆氏は監査等委員である取締役田中 和教氏の補欠として、三浦正道氏は監査等委員である社外取締役山田 英夫氏及び監査等委員である社外取締役石橋 伸子氏の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号

1

しめ の よし たか  
占 野 義 隆

生年月日	1966年2月16日
所有する当社株式の数	3,530株

### 略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月	(株)福岡銀行入行	2018年4月	同 監査部長
2010年4月	同 融資部部長代理	2019年4月	当社監査部長
2011年10月	同 融資部副部長	2021年4月	(株)福岡銀行取締役（監査等委員）（現任）
2016年4月	同 八幡支店長		

### （重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役（監査等委員）

### 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、審査部門での業務を経て基幹店舗の支店長、内部監査の部門長を歴任し、2021年4月から監査等委員である取締役に務めております。また、当社においても、内部監査の部門長を務めるなど、グループ経営及び銀行業務全般を監査等委員である取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

社外役員

独立役員

み うら まさ みち  
三 浦 正 道

生年月日 1975年3月22日

所有する当社株式の数 0株

#### 略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

2001年10月 弁護士登録  
2001年10月 三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所  
2007年4月 同 パートナー（現任）  
2018年5月 安川情報システム(株)（現(株)YE DIGITAL）社外取締役（現任）

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありませぬ（注4）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦 正道氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
4. 三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する法律事務所と当社グループとの取引について
  - ・三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する三浦・奥田・杉原法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、三浦 正道氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
5. 補欠の監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
  - ・三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、三浦 正道氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結する予定であります。
6. 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
  - ・当社は監査等委員である取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、当該各補欠の監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容にて更新することを予定しております。

## ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準

当社が、当社における社外取締役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役が次に掲げる要件を充足しなければならない。

1. 当社又は子銀行（注1）（以下、当社等という。）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者でないこと。
2. 当社等の主要な取引先（注3）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社等から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
4. 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその業務執行者でないこと。
5. 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の三親等以内の親族でないこと。
  - （1）上記1.～4.の要件を充足しない者
  - （2）当社等の取締役、執行役員等の業務執行者
6. 上記1.～5.の要件を充足しない者であっても、当社が十分な独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、社外取締役とすることができる。

（注1）「子銀行」

株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社である銀行

（注2）「当社等を主要な取引先とする者」

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社等との取引による売上高が2%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社等以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注3）「当社等の主要な取引先」

当社の年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が2%を超える場合を基準に判定

（注4）「多額の金銭その他の財産」

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定

（注5）「重要でない者」

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の変更の件

### 1. 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は月額総額200万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、以下「2. 議案の内容（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額」に記載のとおり変更いたしたいと存じます。

また、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することを目的として、以下「2. 議案の内容（2）株式交付信託」に記載の新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

本議案の内容は、4名の社外取締役を含めた6名の委員（委員長は社外取締役）で構成される当社のグループ報酬諮問委員会において、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系について審議されたうえで決定されたものとなっており、相当であると考えております。

本議案が承認可決された場合、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「固定報酬」「株式報酬」で構成されることとなりますが、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の実質的な年間報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は月額総額200万円以内）とご承認いただいた金額（年額換算で3億円以内）を超えるものではありません。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

### 2. 議案の内容

#### （1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額

現行の月額総額による定めを年額総額による定めに変更、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を、年額総額2億2,000万円以内（うち社外取締役分は年額総額2,400万円以内）といたしたいと存じます。支給額については本議案の決議によりご承認いただいた報酬額の範囲内で、当社のグループ報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

#### （2）株式交付信託

本制度は、以下に記載のとおりといたしたいと存じます。これは、前記2.（1）においてご承認をお願いする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬に係る報酬額（年額総額2億2,000万円以内、うち社外取締役分は年額総額2,400万円以内）とは別枠として、本制度に基づく株式報酬を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下（2）において同じ。）に対して支給するため、報酬等の額及びその内容についてのご承認をお願いするものです。



## ① 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役には当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
本制度の対象となる当社株式等が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記②のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業年度を対象として8,000万円</li> <li>・ 当初は、本年度から開始する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象として、対象期間ごとに合計2億4,000万円</li> </ul>
本信託から取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記②及び③のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は5万ポイント（1ポイントは当社株式1株として5万株相当）</li> <li>・ 取締役に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2022年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は0.026%</li> <li>・ 当社株式は株式市場から取得又は当社から取得（自己株式処分）。当初は株式市場より取得する予定</li> </ul>
取締役に對して付与するポイントの算定方法（下記③のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標に対する毎事業年度の達成度等に応じて変動</li> <li>・ 当初の対象期間においては親会社株主に帰属する当期純利益を指標として採用予定</li> </ul>
取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記④のとおり）	・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員のいずれの役職からも退任後

## ② 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までを対象とします。

当社は、1事業年度を対象として8,000万円、対象期間ごとに2億4,000万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、一定の要件（以下「受益者要件」という。）を満たした取締役に受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（後記の信託期間の延長を含む。以下、本議案において同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得又は当社から取得（自己株式処分）します。当社は、対象期間中、取締役に對し、下記③に定めるとおりポイントの付与を行い、このポイントに相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に

代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長日を含む事業年度から開始する3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、2億4,000万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は、一度に限らず、その後も同様に再延長することがあります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する数の当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と取締役への報酬として当社が追加拠出する信託金の合計額は、2億4,000万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当社株式等の交付が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

③ 取締役に対して交付等を行う当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等を行う当社株式等の数は、対象期間中に取締役に毎年付与するポイントにより定めます。取締役には、毎年一定の時期に、役位及び業績目標の毎事業年度における達成度等に応じてあらかじめ定められたポイントを付与し、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員のいずれの役職からも退任後、在任期間に付与したポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイント当たりの当社株式数は1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

取締役に付与する1事業年度当たりのポイントの総数の上限は5万ポイントとします。ポイントの総数の上限は、上記②の信託金の上限額を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しています。従って、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数は5万株（ただし、1ポイント当たりの当社株式数について上記の調整が行われることがあります。）となります。



- ④ 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期  
受益者要件を充足した取締役は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員のいずれの役職からも退任後に、上記③に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該取締役は、所定の受益権確定手続を行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て。）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

- ⑤ 本信託内の当社株式に関する議決権  
本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 本信託内の当社株式の配当金の取扱い  
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てます。
- ⑦ その他の本制度の内容  
本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めま

### 3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、現在は9名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと引き続き9名（うち社外取締役2名）となります。

#### (参考)

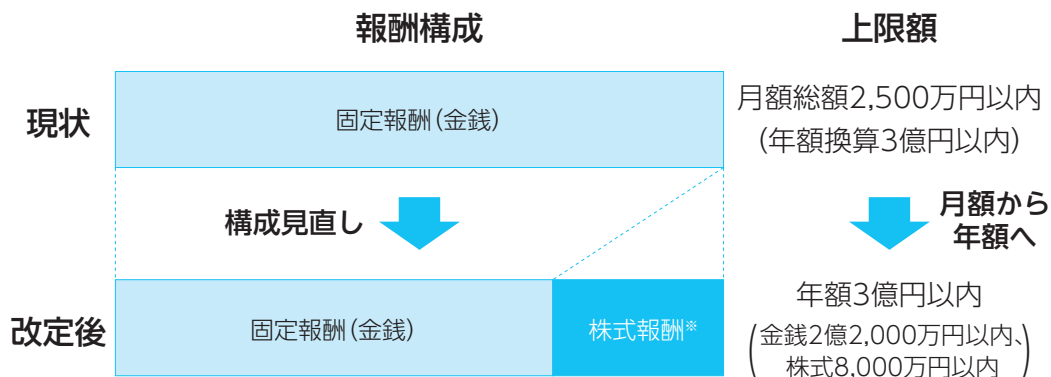
本制度の詳細については、2022年5月13日付適時開示「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

以上

## 第6号議案に関するご説明

当社が中長期的な価値創造を支える強固なコーポレートガバナンス体制を構築するべく、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度について改定させていただきたいと存じます。

第6号議案が承認可決されますと当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度は以下のとおりとなります。



※社外取締役は固定報酬(金銭)のみで構成し、株式報酬の対象となりません。

今般の改定は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の実質的な報酬総額は変更せず、取締役報酬のうち固定報酬の比率を引き下げ、業績連動報酬の比率を高めることにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させることを目的としております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、株式報酬は全体の15～30%を占めることとなり、対象者の役位及び業績目標等に応じて0%～120%で変動いたします。なお、当初は、業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を用いる予定です。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、当社の連結子会社である株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行及び株式会社みんなの銀行（以下総称して又は個別に「対象子銀行」という。）の取締役（非業務執行取締役を除く。）又は執行役員を兼務する取締役に対しては、本議案の報酬に加え、経営責任の明確化及び業績向上へのインセンティブの観点から、各対象子銀行の当期純利益水準を指標とした業績連動報酬を支給することといたします。なお、業績連動報酬の具体的な支給額については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が、「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、各対象子銀行の取締役会がその審議結果を尊重して決定いたします。

(添付書類)

## 第15期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

### 1 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### イ. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、金融持株会社である当社、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）、株式会社熊本銀行（以下、「熊本銀行」といいます。）及び株式会社十八親和銀行（以下、「十八親和銀行」といい、福岡銀行、熊本銀行、十八親和銀行を総称して「グループ3行」といいます。）並びに連結子会社23社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に保証業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売、クレジットカード業務、信託業務等の金融サービスとそれらに付随する債権管理回収業務、リース業務等を提供しています。

##### ロ. 金融経済環境

2021年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、ワクチン接種の普及にともない緩やかに持ち直しました。

当社グループの営業基盤である九州圏内でも、持ち直しの動きが続きましたが、部品の供給制約の影響を受けた輸出・生産の減少や、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用による個人消費の悪化など一部に弱さが見られました。

金融面では、総じて堅調な経済情勢と物価上昇の進展を踏まえた海外中央銀行の金融政策正常化の動きを背景に各市場で変動がありました。

円相場については、米国金利上昇に伴う日米金利差の拡大により、円安ドル高がすすみ、年度末には一時、6年7ヶ月ぶりの125円台となりました。

日経平均株価は、新型コロナウイルスの感染者数減少や新政

権の経済対策への期待感から2021年9月に3万円台を回復しましたが、その後は変異ウイルス「オミクロン株」の感染拡大や、ウクライナ紛争による地政学リスクの高まり等を受けて下落し、2022年3月には一時2万5千円台を下回りました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、0%に近い水準での推移が続いていましたが、海外金利上昇の影響を受け、3月には、日銀の金融緩和策の一つであり、長期金利上昇を抑制する施策である「イールドカーブコントロール」の上限とされる0.25%をうかがう展開となりました。

## ハ. 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは2019年度から、「第6次中期経営計画(2019年4月～2022年3月)」をスタートさせ、「構造改革によるトップラインの引き上げ」と「十八銀行との経営統合によるシナジーの最大化」を成長戦略の大きな柱として掲げ、中核となる「業務改革」「新しい投信ビジネスの確立」「みんなの銀行」「十八親和銀行合併」の4つの主要施策に取り組んでまいりました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお取引先の支援をグループ一体で取り組む最優先課題とし、全ての融資取引先へのヒアリングを通じた実態把握や、迅速な資金繰り支援等に努めてきました。

### (イ) 主要施策の進捗及び成果

#### ■業務改革

店頭業務を中心に業務プロセスの抜本的な見直しを行い、生産性の飛躍的な向上に取り組んでまいりました。

具体的には、全営業店へのタブレット端末の設置、契約の電子化、来店予約制度の導入等を行い、お客さまの利便性を向上させながら、業務効率化をすすめました。

業務改革を通じて、銀行の窓口を資産運用のご相談など、コンサルティングの場へと変革し、効率化により捻出した人員は、デジタル部門や投資銀行部門といった成長分野への再配置をすすめました。

## ■新しい投信ビジネスの確立

「短期の相場変動に左右されることなく、お客さまの長期の資産形成をサポートする」という顧客本位の視点で、投資信託の販売方法やインフラを再構築することで、将来にわたって持続可能な投信ビジネスモデルの実現を目指しています。

具体的には、当社グループ独自のシステムで投資信託の組み合わせを提案する「投信のパレット」サービスをグループ3行で展開し、2022年3月末の残高は1,800億円を超えました。

これらの取り組みにより、福岡銀行はR & I（格付投資情報センター）による「顧客本位の投信販売会社評価」において、国内金融機関で最高位となる【S+】を取得しております。

## ■みんなの銀行

2021年5月のサービス開始以降、首都圏を中心に47都道府県全てのお客さまに口座開設をいただき（2022年3月末時点33万人）、当社グループの顧客基盤を全国に拡大しました。

みんなの銀行への取り組みによって得た「人財」「組織風土」「顧客起点のサービス設計のノウハウ」等は当社グループ全体にプラスの効果をもたらしています。

## ■十八親和銀行合併

2020年10月、旧親和銀行と旧十八銀行の合併によって「十八親和銀行」が誕生し、その後の事務・システム統合、全68ヶ店の店舗統合を経て、統合シナジーの最大化に向けたインフラが整いました。

新銀行は、地方公共団体との連携による地方創生の取り組みや、事業承継・販路開拓支援等、地域やお取引先が抱える課題解決をサポートすることで、将来にわたって長崎県経済の発展に貢献するという地域金融機関本来の役割を果たしてまいります。

## (□) サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、環境・社会課題の解決と経営戦略の一体化に取り組むサステナビリティ経営を実践しています。

具体的には、新たなビジネス機会を捉える観点から、グループ一体でのサステナブルビジネス推進体制の強化、サステナブルファイナンスの長期目標設定（2020年度～2030年度の累計実行額2兆円、うち環境1兆円）等を行いました。

また、ステークホルダーとの良質かつ建設的なエンゲージメントの強化や積極的な情報開示に努め、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った物理的リスク・移行リスクのシナリオ分析等を行いました。

#### (ハ) 2021年度の決算について

当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

##### **(損益状況)**

経常収益は、役務取引等収益の増加等により前年比56億7千3百万円増加し、2,804億2千7百万円となりました。

経常費用は、営業経費の減少等により前年比99億8千6百万円減少し、2,043億4千1百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年比156億5千9百万円増加し、760億8千6百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比94億7千1百万円増加し、541億1千8百万円となりました。

##### **(預金等（譲渡性預金を含む。))**

預金等（譲渡性預金を含む。）は、前年比9,945億円増加し、20兆4,829億円となりました。

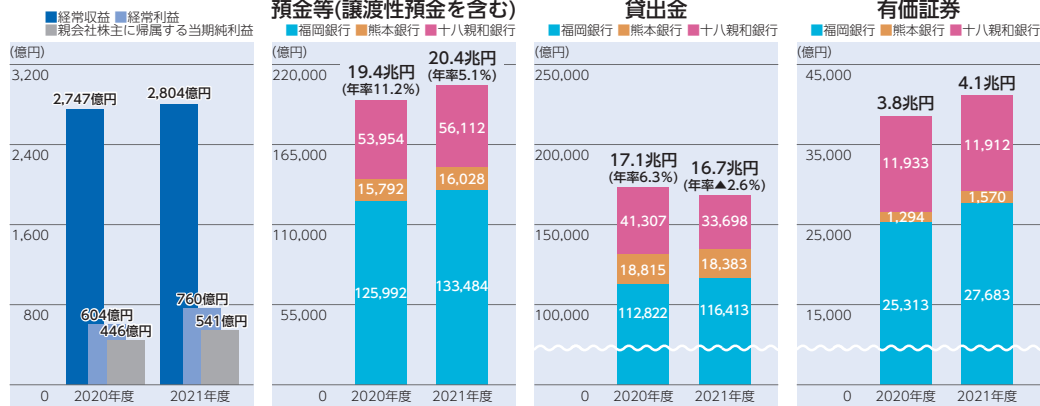
##### **(貸出金)**

貸出金は、中小企業・個人向け貸出金は堅調に推移しましたが、政府向け貸出金の減少等により、前年比4,422億円減少し、16兆7,036億円となりました。

##### **(有価証券)**

有価証券は、前年比2,694億円増加し、4兆1,102億円となりました。

## 連結決算概要



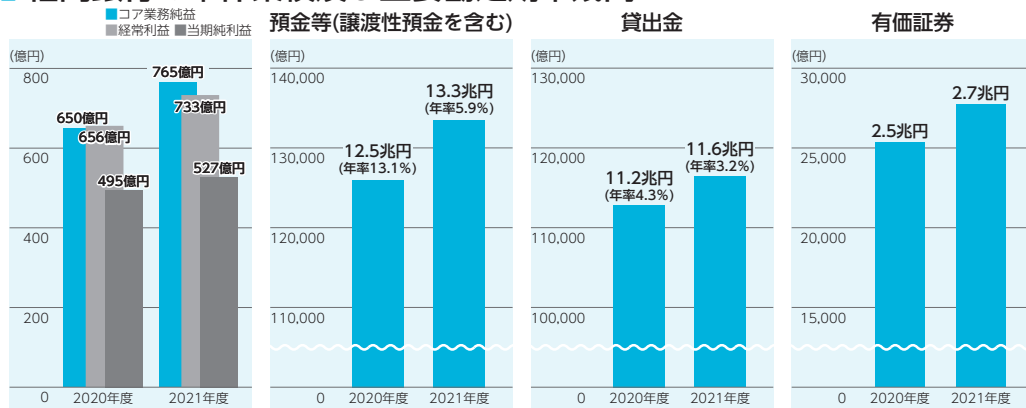
※グラフは各行単体期末残高の横上げ、合計額は当社連結期末残高

### ① 福岡銀行

コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比114億円増加の765億円となりました。また、経常利益は、前年比76億円増加の733億円、当期純利益は、前年比32億円増加の527億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比7,491億円増加の13兆3,484億円となりました。貸出金は前年比3,590億円増加の11兆6,413億円となりました。有価証券は前年比2,370億円増加の2兆7,683億円となりました。

## 福岡銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



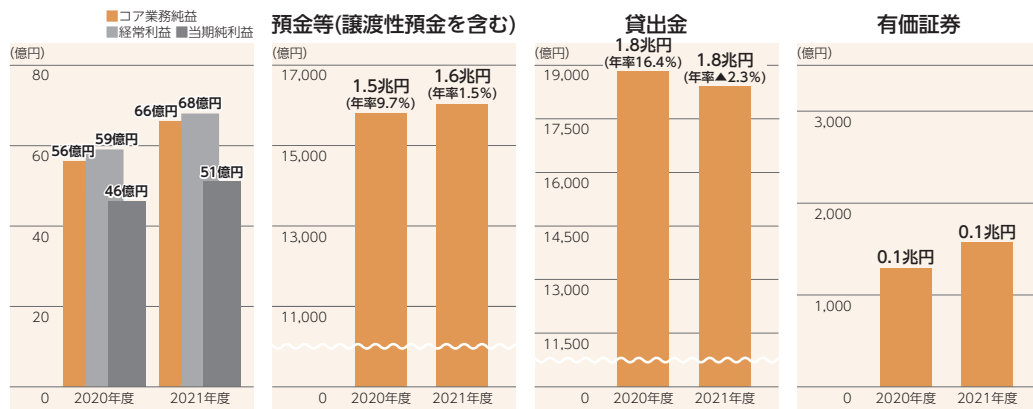


## ② 熊本銀行

コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比10億円増加の66億円となりました。また、経常利益は、前年比8億円増加の68億円、当期純利益は、前年比4億円増加の51億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比235億円増加の1兆6,028億円となりました。貸出金は前年比432億円減少の1兆8,383億円となりました。有価証券は前年比276億円増加の1,570億円となりました。

### ■ 熊本銀行の単体業績及び主要勘定期末残高





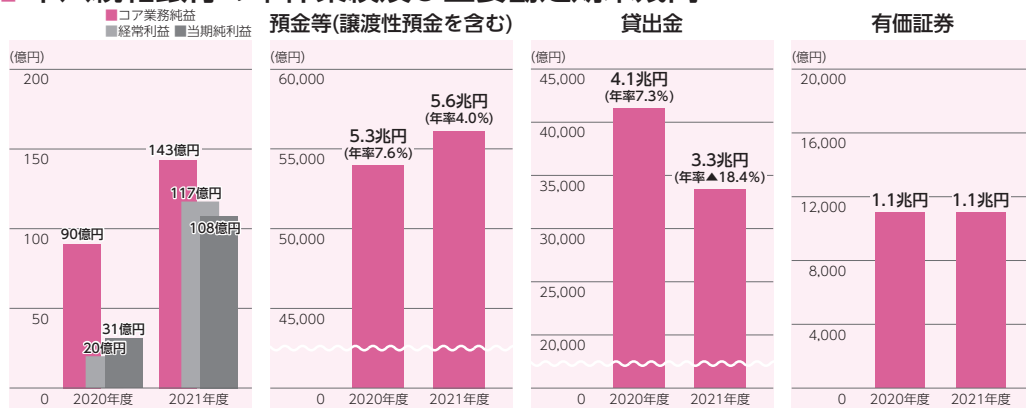
### ③ 十八親和銀行

2020年10月1日に旧親和銀行と旧十八銀行が合併し、十八親和銀行となりました。このため、以下の業績の説明においては、合併以前の計数については両行の各計数を単純合算したうえで対前年比を記載しております。

コア業務純益は、経費の減少等により前年比53億円増加の143億円となりました。また、経常利益は、前年比96億円増加の117億円、当期純利益は、前年比77億円増加の108億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比2,157億円増加の5兆6,112億円となりました。貸出金は前年比7,608億円減少の3兆3,698億円となりました。有価証券は前年比21億円減少の1兆1,912億円となりました。

### ■ 十八親和銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



(注) 合併以前の計数については、旧親和銀行と旧十八銀行の各計数を単純合算した計数を記載しております。

## 二. 対処すべき課題

当社グループは、2007年4月の設立以降、福岡県、熊本県、長崎県を中心とした九州全域に広域なネットワークを有する広域展開型地域金融グループとして、地域経済の発展に資する様々な活動を展開してきました。

また、2016年度より、長期ビジョンとして「持続的に高い競争力・成長力を実現する ザ・ベスト リージョナルバンク」を掲げ、営業基盤の拡大、収益源の多様化、生産性・健全性の向上をすすめるとともに、2021年度には国内初のデジタルバンクとしてみんなの銀行を立ち上げるなど、これまでにない新しい取り組みにもチャレンジしています。

この間、テクノロジーの進化やSDGsへの意識の高まりをはじめとした社会の変化はコロナ禍により加速し、世界規模で環境は急速に変化しています。地域においても、人口減少や高齢化などの構造的な課題にこれらの変化が加わることで、不確実性が増してきました。

このように当社グループを取り巻く事業環境の前提が大きく変わってきたことを踏まえ、「持続可能な地域社会を実現する」ことが私たちの使命でありFFGのサステナビリティであること、その実現に向けて、経営理念やブランドスローガン、サステナビリティ方針が不変であることを再確認しました。そして、「地域社会の課題解決」と「FFG企業価値の向上」の好循環サイクルを創出するために、2030年を目標とした長期ビジョンを改めて設定し、そのビジョンを目指す最初の中計と位置付けた「第7次中期経営計画」を2022年度よりスタートさせました。

## ■ 経営戦略の理念体系

<b>グループ経営理念（抜粋）</b>	人々の最適な選択を後押しする金融グループ
<b>ブランドスローガン コアバリュー</b>	あなたのいちばんに。 いちばん身近な、いちばん頼れる、いちばん先を行く
<b>サステナビリティ方針</b>	「地域経済発展への貢献」と「FFG企業価値の向上」の好循環リサイクルを創出し、持続可能な地域社会の実現に貢献
<b>長期ビジョン 2030</b>	ファイナンスとコンサルティングを通じて全てのステークホルダーの成長に貢献する ザ・ベスト リージョナルバンク
	<b>備えたい力</b>
	信頼をベースに、多様化する顧客ニーズにストレスなく応える
	企業・社会課題を解決する
	大きく変化する環境・社会課題や働き方に柔軟に対応できる
	<b>サービス開発力</b> <b>ソリューション力</b> <b>組織力</b>

## ■ 第7次中計の概要

概要	
計画名称	第7次中期経営計画    ～カタチは変わる。想いは変わらない。～
計画期間	2022年4月～2025年3月（3年間）
第7次中計の 基本戦略	第6次中計のプロジェクト効果具現化を通じた既存ビジネスの利益成長を基盤に、新たな成長投資効果（重点取組）の早期実現を図っていく3年間
重点取組	I    業務改革 2 n d
	II   営業改革
	III   戦略系子会社の強化
	IV   新事業への挑戦

目標とする 経営指標	最終年度目標 (2024年度)	備考
当期純利益（連結）	650億円	・2021年度対比+110億円程度
ROE	6%程度	・2021年度対比+0.5ポイント程度
自己資本比率	10%半ば	・2021年度対比横ばい
OHR（連結）	60%程度	・2021年度対比▲5ポイント程度

※当期純利益：親会社株主に帰属する当期純利益

※自己資本比率：パーゼルⅢ最終化（完全適用）ベース

## 【基本戦略】

当社グループは地域金融機関として、地域に金融サービスを提供するとともに地域の成長を自らの成長の源として、コアとなるビジネスを築き上げてきました。

このコアビジネスを土台とする第6次中計におけるプロジェクト効果の実現及び定着が、まず第7次中計におけるテーマです。十八親和銀行の統合や投信ビジネスの拡充等の効果の広がりにより、持続的成長の基盤がより強固になるものと考えています。

そのうえで、この成長の循環を継続するために新たなチャレンジにも取り組みます。コアとなるバンキングビジネスの更なる成長に向けた取組みは、営業全般にわたるDX（デジタル・トランスフォーメーション：「業務改革2nd」「営業改革」）です。デジタルとヒト（従業員）の力を最大限に発揮することで、“お客さま本位”を徹底します。

「業務改革2nd」は、個人向け銀行アプリや法人向けWEBポータルサイトといったデジタルチャネルを構築し、お客さまとの接点を広げるとともにあらゆる銀行取引をリモートで可能とし、お客さまの利便性向上と業務の生産性向上を図ります。

「営業改革」は、デジタルチャネルによるお客さまとのコミュニケーションの進化とデータの利活用、営業担当者のスキル向上により、高度な金融サービスをいつでもどこでもきめ細やかにご提供します。

また、お客さまや地域が直面する様々な課題解決に向けて、当社グループの戦略系子会社の事業領域拡大、機能強化をすすめます。

さらに、成長領域を広げるため、みんなの銀行をはじめとする新事業の挑戦に向けて積極的にリソースを投入します。

## 【人財戦略】

変化の振れ幅が大きくそのスピードが加速するなかで“お客さま本位”を実践し、事業戦略を実現するのは人財です。

様々な分野に能力を発揮する人財で構成される「戦略的人財ポートフォリオ」を構築します。そのために、従来型の採用や人財育成に加え、キャリア採用や専門人財の育成にも積極的に取り組みます。

また、従業員がそれぞれの能力を発揮し日々の仕事にやりがいを実感できるよう、多様で柔軟な働き方を可能とする環境を整え、組織の目的や目標を共有できる社内コミュニケーションにも注力します。

こうした取組みを通じて従業員の能力とエンゲージメントの向上、ひいては組織力向上を目指します。

### 【サステナビリティの取組み】

『『地域経済発展への貢献』と『F F G企業価値の向上』の好循環サイクル』を創出し、持続可能な地域社会を実現していくことは、当社グループの使命であり、サステナビリティそのものです。

特に、当社グループは九州に根ざす地域金融機関として、CO<sub>2</sub>排出量ネットゼロなど自社の取組みとともに、地元の取引先のS X（サステナビリティ・トランスフォーメーション）を積極的に支援します。

2021年SDGs支援子会社であるサステナブルスケールを設立しました。当社が提供する、サステナビリティへの取組み度合を測る「S S（サステナブル・スケール）インデックス」を通じた対話を切り口に中堅、中小企業の皆様のSDGs支援を強化しています。さらに、新たなファイナンス形態やコンサルティング機能の拡充により、お客さまのサステナビリティ向上をお手伝いします。

以上、当社グループは、地域やお客さまの課題解決に向けたDXやSXを含む全てのビジネスを“お客さま本位”で取組みます。そのために“人と組織の活力”を引き出し、中計に掲げた各施策を有機的に連携させながら“持続的な収益向上”につなげます。これによって、ステークホルダーへの還元、将来への投資、将来収益の実現、という好循環を創出し、全てのステークホルダーにとって最良の地域金融グループを目指します。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	246,112	283,186	274,754	280,427
経常利益又は経常損失(△)	74,093	△5,250	60,427	76,086
親会社株主に帰属する当期純利益	51,649	110,607	44,647	54,118
包括利益	12,053	46,387	121,887	112
純資産額	777,308	853,062	958,833	941,066
総資産	20,839,786	25,068,405	27,510,013	29,171,912

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	22,746	28,703	41,185	32,071
受取配当額	22,746	28,703	41,185	32,071
銀行業を営む子会社	22,746	28,703	41,185	32,071
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	14,219	12,621	26,576	22,071
1株当たり当期純利益	82円79銭	66円10銭	139円70銭	116円10銭
総資産	683,755	729,943	754,933	760,411
銀行業を営む子会社株式等	662,140	709,797	725,733	724,841
その他の子会社株式等	3,000	3,900	3,616	13,857

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

### (3) 企業集団における従業員の状況

事業内容の名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	6,532	1,298	7,830

- 注1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員、並びに執行役員（子銀行の執行役員を含む）を含んでおりません。
- 注2. 当社グループが営む銀行業務以外の事業については重要性が乏しいことから、事業内容別の従業員数を記載しております。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

株式会社福岡銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
福岡県	152	本店営業部、天神町支店
県外支店（九州地区）	12	鹿児島営業部、熊本営業部
県外支店（その他）	6	東京支店、大阪支店
合計	170	

#### 株式会社福岡銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

#### 株式会社福岡銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社熊本銀行
株式会社十八親和銀行

## 株式会社熊本銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
熊 本 県	63	本店営業部、花畑支店
県外支店 (九州地区)	7	福岡営業部、鹿児島支店
県外支店 (その他)	—	
合 計	70	

### 株式会社熊本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

### 株式会社熊本銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行

## 株式会社十八親和銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
長 崎 県	164	本店営業部、佐世保本店営業部
県外支店 (九州地区)	21	福岡営業部、小倉支店
県外支店 (その他)	3	東京支店
合 計	188	

### 株式会社十八親和銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

### 株式会社十八親和銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行
株式会社熊本銀行



## 株式会社みんなの銀行 (店)

			当年度末
福	岡	県	1
東	京	都	1
合 計			2

株式会社みんなの銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

株式会社みんなの銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

### □ その他の事業

十八総合リース株式会社 (現 FFGリース株式会社)	本社 (長崎市)、福岡支店、佐世保支店
FFG証券株式会社	本店営業部 (福岡市)、長崎支店、熊本支店
ふくぎん保証株式会社	本社 (福岡市)
ふくおか債権回収株式会社	本社 (福岡市)、長崎支社、熊本支社

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	5,323	1,017	6,341

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### □ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業	82,329	100	—
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業	10,000	100	—
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業	36,878	100	—
株式会社みんなの銀行	福岡市中央区西中洲6番27号	銀行業	8,250	100	—
株式会社FFGベンチャー ビジネスパートナーズ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投融資業務	10	100	—
iBankマーケティング 株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業務	80	(80)	—
ゼロバンク・デザイン ファクトリー株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	システム研究・開発業務	50	100	—
株式会社FFG成長投資	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投資業務	25	100	—
株式会社サステナブルスケール	福岡市中央区天神二丁目13番1号	SDGsの普及推進業務	100	100	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
十八総合リース株式会社	長崎市銅座町4番18号	リース業務	895	100	—
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	証券業務	3,000	(100)	—
福銀事務サービス株式会社	福岡市早良区百道浜一丁目7番7号	事務代行業務	100	(100)	—
ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	借入債務の保証業務	30	(100)	—
長崎保証サービス株式会社	長崎市出島町10番10号	借入債務の保証業務	30	(100)	—
FFGコンピューターサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号	計算受託業務	50	(100)	—
株式会社FFGカード	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	クレジットカード業務	50	(100)	—
株式会社十八カード	長崎市銅座町4番18号	クレジットカード業務	30	(100)	—
福銀不動産調査株式会社	福岡市東区箱崎一丁目4番13号	事務代行業務	30	(100)	—
ふくおか債権回収株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	事業再生支援・債権管理回収業務	500	(100)	—
株式会社FFGビジネスコンサルティング	福岡市中央区天神二丁目13番1号	コンサルティング業務	50	(100)	—
株式会社長崎経済研究所	長崎市銅座町1番11号	各種調査研究業務	30	(100)	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社FFGほけんサービス	福岡市中央区大名二丁目2番26号	保険募集業務	200	(100)	—
株式会社R&Dビジネスファクトリー	福岡市中央区天神二丁目13番1号	研究開発業務	100	(100)	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 議決権比率欄の( )は、間接議決権比率であります。

注3. 議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

注4. 当社の連結子会社であるFFGコンピューターサービス株式会社と十八ソフトウェア株式会社は、2021年4月1日付でFFGコンピューターサービス株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

## (7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社福岡銀行	123,300百万円	一千株	—%

注. 株式会社福岡銀行は、当社の完全子会社であります。

## (8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(2021年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴戸隆成	取締役会長兼社長 (代表取締役)	株式会社福岡銀行 取締役会長兼頭取 (代表取締役)	—
吉田泰彦	取締役副社長 (代表取締役) 秘書室、監査部	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
五島久	取締役 人事統括部、営業統括部	株式会社福岡銀行 取締役専務執行役員	—
三好啓司	取締役 経営企画部、ビジネス開発部	株式会社福岡銀行 取締役専務執行役員 株式会社みんなの銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
野村俊巳	取締役	株式会社熊本銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
森拓二郎	取締役	株式会社十八親和銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
横田浩二	取締役	株式会社みんなの銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
深沢政彦	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
小杉俊哉	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
田中和教	取締役 (監査等委員) (常勤)		—
山田英夫	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—
石橋伸子	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—

(退任した役員)			
白川 祐治	取締役副社長 (代表取締役)		2021年4月1日退任 (辞任)
森川 康朗	取締役		2021年4月1日退任 (辞任)

- 注1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
- 注2. 取締役のうち、深沢政彦氏、小杉俊哉氏、山田英夫氏及び石橋伸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 注3. 取締役（監査等委員）のうち、山田英夫氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科にて経営学修士号（MBA）を取得し、経営戦略の専門家として早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注4. 取締役のうち、柴戸隆成、吉田泰彦、五島久及び三好啓司は、当社及び株式会社福岡銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注5. 取締役のうち、野村俊巳は、当社及び株式会社熊本銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注6. 取締役のうち、森拓二郎は、当社及び株式会社十八親和銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注7. 取締役のうち、横田浩二は、当社、株式会社みんなの銀行及びゼロバンク・デザインファクトリー株式会社の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。
- 注8. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

#### 【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議された取締役全員の月額報酬総額の範囲内で、コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条に定める「取締役等の報酬の決定方針」に基づき決定する。

～取締役等の報酬の決定方針（コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条）～

- (i) 取締役等の報酬の体系は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように適切に設定する。
- (ii) 取締役等の報酬は、当社の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえたうえで、各取締役及び各執行役員が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
- (iii) 取締役等の報酬は、当社の取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が本条の方針に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定する。

**【基本方針に基づく具体的な方針】**

- (i) 個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
  - ・個人別の基本報酬は、毎月固定額を支給する固定報酬とする。
  - ・当該基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき支給する。
- (ii) 固定報酬と業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
  - ・当社が支給する取締役の個人別の報酬は基本報酬のみとする。
- (iii) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法（個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容を含む）
  - ・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき決定する。
  - ・但し、取締役の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定する



ことを取締役会長兼社長に委任し、当該委任を受けた取締役会長兼社長が決定する。

## ② 役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員除く）	9名	181	—	—	181
取締役（監査等委員）	3名	40	—	—	40
計	12名	222	—	—	222

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額25百万円以内（うち社外取締役分は月額総額2百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

注3. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定することを取締役会長兼社長 柴戸 隆成 に委任し、当該委任を受けた取締役会長兼社長 柴戸 隆成 が決定しております。当該権限を委任した理由は、社外取締役がグループ報酬諮問委員会の過半数を占めており、社外取締役以外の取締役の報酬を独立・客観的な観点から審議するには相応しいと考える一方、社外取締役自身の報酬については、各々が取締役会等において果たしている役割・責務を総合的・客観的に評価する観点から、取締役会の議長である取締役会長兼社長に委任することが最適と考えるためであります。

注4. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」との整合性を含めて審議し、取締役会は当該審議の結果を尊重して決定していることから、決定した役員報酬については基本的に当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約

当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社並びに当社の子会社である株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社十八親和銀行及び株式会社みんなの銀行（以下、「対象会社」といいます。）における全ての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その保険料は対象会社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職等は、当社の完全子会社である株式会社福岡銀行を除き、該当ありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
深沢政彦 (取締役)	2016年6月29日から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会において、企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見に基づく発言を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
小杉俊哉 (取締役)	2017年6月29日から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会において、組織改革や人材の育成・マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見に基づく発言を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
山田英夫 (取締役(監査等委員))	2020年6月26日から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査等委員会12回のうち12回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査等委員会において、企業の経営戦略及び財務・会計についての高度な能力・見識等に基づく意見表明を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
石橋伸子 (取締役(監査等委員))	2020年6月26日から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査等委員会12回のうち12回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査等委員会において、弁護士としての幅広い経験と法務全般への高度な能力・見識等に基づく意見表明を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。

### (3) 社外役員に対する報酬等の総額等

(単位：百万円)

支給人数	当社からの報酬等の種類別の額			計	子会社からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
4名	29	—	—	29	11

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	360,000,000株
	発行済株式の総数	191,138,265株
	うち自己株式の総数	1,045,731株

(2) 当年度末株主数 33,291名

#### (3) 大株主

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有 株式数の割合
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,513千株	18.15%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	15,072	7.92
日本生命保険相互会社	4,271	2.24
明治安田生命保険相互会社	4,103	2.15
住友生命保険相互会社	3,790	1.99
第一生命保険株式会社	3,523	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,700	1.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	2,310	1.21
株式会社鹿児島銀行	2,297	1.20
J P モルガン証券株式会社	2,253	1.18

注1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2. 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士

監査法人の名称	業務を執行した公認会計士	
EY新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員・ 業務執行社員	三 浦 昇 田 中 宏 和 宮 川 宏

### (2) 監査報酬の内容等

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	67	0
連結子会社	178	1
計	246	1

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 非監査業務の内容は、内部研修業務であります。

注3. 当社は、上記報酬等の額以外に、2021年度中に前事業年度に係る追加報酬として5百万円を支払っております。

### (3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人及び関係部署等から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容の適切性、監査時間の妥当性を確認するとともに、会計監査の職務遂行状況や監査担当者を評価し、加えて、非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性等を確認したうえで、会計監査に係る報酬見積り算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしております。

### (4) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (5) 補償契約

該当事項はありません。

## (6) 会計監査人に関するその他の事項 (会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、当社の監査業務に重大な支障を来たすことが予想される場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社では、会計監査人の適格性に問題があると判断する場合、その他会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款第39条に、期末配当を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

また、当社は、長期安定的な経営基盤確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまのご期待にお応えするために、業績連動型の配当方式を設定し、安定配当をベースに親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「連結当期純利益」といいます。）の水準に応じて配当金をお支払いすることを基本方針としており、配当金目安テーブルを下表のとおりとしております。2023年3月期より、配当金目安テーブルにつきましては、利益成長を通じた安定的な配当を目指すために、連結当期純利益水準と1株当たり配当金目安の幅を変更（連結当期純利益水準の幅は50億円単位から25億円単位へ変更、1株当たり配当金目安の幅は年間10円単位から年間5円単位へ変更）し、連結当期純利益500億円未満については、配当性向35%程度を目安に配当金をお支払いするものへと変更します。加えて、これまで設定のなかった連結当期純利益水準625億円以上の配当金目安を新たに設定しております。

なお、業績や資本の状況、成長投資の機会、市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に自己株式を取得し、株主還元の充実に努めてまいります。

期末以外の剰余金の配当等につきましては、上記の配当方針に基づ



き、取締役会の決議によることといたします。

〔配当金目安テーブル（2022年3月期まで）〕

親会社株主に帰属する当期純利益水準	1株当たり年間配当金の目安
600億円以上～	年間 115円～
550億円以上～600億円未満	年間 105円～
500億円以上～550億円未満	年間 95円～
450億円以上～500億円未満	年間 85円～
400億円以上～450億円未満	年間 75円～
350億円以上～400億円未満	年間 65円～
300億円以上～350億円未満	年間 55円～
250億円以上～300億円未満	年間 50円～
200億円以上～250億円未満	年間 45円～
150億円以上～200億円未満	年間 40円～
～150億円未満	年間 35円～

〔配当金目安テーブル（2023年3月期以降）〕 ※事業展開やリスク環境等により変更することがあります。

親会社株主に帰属する当期純利益水準	1株当たり年間配当金の目安
650億円以上～	年間 125円～
625億円以上～650億円未満	年間 120円～
600億円以上～625億円未満	年間 115円～
575億円以上～600億円未満	年間 110円～
550億円以上～575億円未満	年間 105円～
525億円以上～550億円未満	年間 100円～
500億円以上～525億円未満	年間 95円～
～500億円未満	配当性向35%程度

当事業年度の配当は、期初に公表のとおり、従来の配当金目安テーブルに基づき、期末配当金を1株当たり47円50銭といたしました。これにより、当期の年間配当は中間配当47円50銭とあわせて95円となります。

なお、2023年3月期につきましては、新たに設定した配当金目安テーブルに基づき、1株当たり年間105円（中間52円50銭、期末52円50銭）を予定しております。

# 第15期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	7,849,025	預 金	20,085,823
コールローン及び買入手形	14,686	譲 渡 性 預 金	397,166
買 入 金 銭 債 権	42,814	コールマネー及び売渡手形	1,231,492
特 定 取 引 資 産	1,394	売 現 先 勘 定	1,497,851
金 銭 の 信 託	19,074	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	837,530
有 価 証 券	4,110,270	借 用 金	3,876,327
貸 出 金	16,703,622	外 国 為 替	712
外 国 為 替	12,167	短 期 社 債	37,000
リース債権及びリース投資資産	15,410	そ の 他 負 債	188,946
そ の 他 資 産	269,630	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,150
有 形 固 定 資 産	203,117	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	6,054
建 物	54,218	特 別 法 上 の 引 当 金	24
土 地	132,956	繰 延 税 金 負 債	40
リ ー ス 資 産	1,842	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,917
建 設 仮 勘 定	1,601	支 払 承 諾	47,808
その他の有形固定資産	12,497	負 債 の 部 合 計	28,230,846
無 形 固 定 資 産	18,872	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	14,302	資 本 金	124,799
その他の無形固定資産	4,569	資 本 剰 余 金	141,487
退 職 給 付 に 係 る 資 産	26,036	利 益 剰 余 金	579,369
繰 延 税 金 資 産	37,290	自 己 株 式	△2,461
支 払 承 諾 見 返	47,808	株 主 資 本 合 計	843,195
貸 倒 引 当 金	△199,309	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,973
資 産 の 部 合 計	29,171,912	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,850
		土 地 再 評 価 差 額 金	51,395
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,778
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	97,739
		非 支 配 株 主 持 分	131
		純 資 産 の 部 合 計	941,066
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	29,171,912

# 第15期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 資	常 収 益	280,427
	金 運 用 収 益	191,495
	貸 出 金 利 息	147,708
	有 価 証 券 利 息	35,847
	コー ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	7
	買 現 先 利 息	△0
	預 け 金 利 息	0
	そ の 他 の 受 入 利 息	7,932
信 務 託 取 引 等 収 益	報 酬 益	0
役 務 取 引 等 収 益	取 引 収 益	60,608
特 定 他 業 務 収 益	取 引 収 益	1,204
そ の 他 業 務 収 益	取 引 収 益	21,327
	償 却 債 権 取 立 益	771
	そ の 他 の 経 常 収 益	5,019
経 資	常 費 用	204,341
	金 調 達 費 用	10,278
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	943
	コー ー マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	37
	売 債 借 取 引 支 払 利 息	△696
	借 貸 借 取 引 支 払 利 息	△474
	借 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,094
	短 期 社 債 利 息	193
	社 債 利 息	13
	そ の 他 の 支 払 利 息	142
	役 務 取 引 等 支 払 利 用 費	9,025
そ の 他 業 務 収 益	取 引 業 務 費 用	24,913
	の 他 業 務 経 常 費 用	18,310
	の 倒 引 当 金 繰 入 額	141,978
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,859
	そ の 他 業 務 経 常 費 用	3,619
	の 倒 引 当 金 繰 入 額	5,239
経 特 特	常 別 利 益	76,086
	固 定 資 産 処 分 益	231
	固 定 資 産 損 失	1,155
	減 損 損 失	860
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	294
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	0
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	19,238
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	1,766
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	75,162
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	21,005
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	54,157
		38
		54,118

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

個 別 計 算 書 類

監 査 報 告 書

# 第15期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,833</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>170,446</b>
現 金 及 び 預 金	4,083	短 期 借 入 金	123,300
前 払 費 用	73	短 期 社 債	37,000
仮 払 金	22	未 払 金	3,877
未 収 入 金	15,621	未 払 費 用	9
未 収 還 付 法 人 税 等	32	未 払 法 人 税 等	6,188
		そ の 他	70
<b>固 定 資 産</b>	<b>740,578</b>	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>170,446</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31</b>	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	31	<b>株 主 資 本</b>	<b>589,965</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>288</b>	<b>資 本 金</b>	<b>124,799</b>
ソ フ ト ウ エ ア	277	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>373,441</b>
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10	資 本 準 備 金	101,786
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>740,258</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	271,654
関 係 会 社 株 式	738,699	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>92,713</b>
繰 延 税 金 資 産	1,559	そ の 他 利 益 剰 余 金	92,713
		繰 越 利 益 剰 余 金	92,713
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△989</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>760,411</b>	<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>589,965</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>760,411</b>

# 第15期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	32,071
関係会社受取配当金	32,071
営 業 費 用	10,144
販売費及び一般管理費	10,144
営 業 利 益	21,926
営 業 外 収 益	43
未払配当金除斥益	10
雑 収 入	33
営 業 外 費 用	526
支 払 利 息	432
短期社債利息	13
雑 損 失	80
経 常 利 益	21,444
特 別 損 失	2
固定資産除却損	2
税 引 前 当 期 純 利 益	21,442
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△784
法 人 税 等 調 整 額	155
法 人 税 等 合 計	△629
当 期 純 利 益	22,071

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 宏和  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮川 宏  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適話し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書



# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 田 中 和 教 ㊞

監 査 等 委 員 山 田 英 夫 ㊞

監 査 等 委 員 石 橋 伸 子 ㊞

(注) 監査等委員山田英夫及び石橋伸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

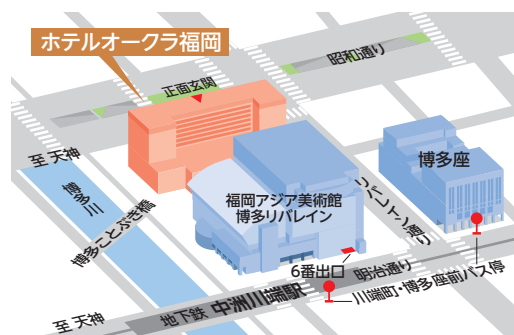
〈メ モ 欄〉

# 株主総会会場ご案内図

- 会場 ホテルオークラ福岡 4階平安の間  
福岡市博多区下川端町3番2号  
電話 (092) 262-1111



## 会場周辺図



## 交通のご案内

### 地下鉄「中洲川端駅」

川端口改札より6番出口

### バス「川端町・博多座前」バス停で下車

- 博多バスターミナル2番のりばより約15分
- 西鉄天神バスセンターより約10分